国民年金保険料時効制度の中断

昭和四十五年七月一日改正

国民年金の未納保険料は二年を経過すると時効制度により未納保険料を納入することができませんでした。したがって被保険者の年金受給権の有無に結びついたのですが、今回（昭和四十五年七月一日）の改正法により時効制度が中断されることになります。ただしその期間は昭和四十五年七月一日より昭和四十七年六月三十日までの二年間でその間に未納保険料をさかのぼって納入できるようになります。ただし納入する場合は改正後の保険料一律月額四五〇円となります。

◉国民年金保険料の免除申請

国民年金被保険者のうちで低所得で保険料の納付に困難されている者に対して保険料の納付を申請により免除する制度であります。

該当要件は次の通りです。

①　法律免除
生活保護法等の公的扶助及び国民年金給付を受けている者に保険料が免除されます。

②　所得が全くない者、及び低所得者（生活困窮者）に対して一時的（免除申請のあった一年間）に保険料が免除されます。

免除申請は昭和四十五年七月二十日まで国民年金係まで申請下さい。尚免除の申請をされた人の中には任意加入者及びその他の条件により該当しない場合もありますので念のため申し添えておきます。

以上詳細については役場厚生課年金係までお問い合せ下さい。

交通事故相談室

●みんなが知っておきたい
交通事故、損害賠償の常識

悲しいことに交通事故は激烈をきわめ、昭和44年中の死傷者は95万人を突破してしまいました。被害者やその家族におよぼす影響ははかり知れないものがあります。そこで、交通事故の解消とならんで損害賠償が、重要な社会問題となっています。せめて次のようなことは知っておきたいものです。

1＝損害賠償の関係者

[1]賠償する責任は、だれにあるか。

（自動車損害賠償保障法）という、自動車事故に関する特別な法律によると、事故を起こした場合の賠償責任は自動車の保有者にあります。**保有者**とは、自動車を使用する正当な権利をもち、（自分が直接運転する、しないに関係なく）その車を運行することで、自分が利益を得る人のことです。具体的にいいますと、まず**自家用車の所有者**がこれにあたります。**雇主**も、事業のために人を使って自動車を運行することから利益を得ていますので、保有者です。（人の雇入れや監督についての責任もあります。）そこで、自分の雇っている運転者が事故を起こせば、ほとんどの場合雇主が賠償責任を負うことになります。（もっとも、**加害者本人**＝運転者も賠償責任がないわけではありません。）このほか、レンタ・カーの借受人なども、保有者にはいりますから、賠償責任があります。以上によって、被害者側は、責任のあるものならだれに対してでも、賠償を請求できるのです。（たとえば、タクシーにはねられたような場合、運転手でなく直接その雇主に請求する、など。）

[2]賠償を請求する権利は、だれにあるか。

1.被害者本人

2.相続人……被害者本人が死亡した場合は、その賠償請求権を、相続人がそっくりうけつぎます。それでは誰が相続人となるかといいますと、被害者の子（胎児を含む）、父母、祖父母、または兄弟姉妹（この順位で）となります。また被害者が結婚している場合には配偶者はいつでも上記の人達とともに相続人となります。

3.遺族……相続人のうち、配偶者、子、父母については、精神的苦痛に対する慰謝料を請求できます。また、被害者に扶養される関係にあれば、その（扶養される権利）を失った損害に対する賠償も、請求することができます。次号へつづく

農家基本台帳を作成
該当者はご協力下さい

農業委員会の事業運営にかくことの出来ない、農家台帳も新時代に即応して今年度は、農家基本台帳として新しく作成することになりましたので、該当する農家の皆さんのご協力を、お願い申し上げます。

(1)**調査の対象**
基本台帳（農家基本台帳）は、農業委員会の区域内に居住しているすべての農家について作成されます。
（都道府県では10アール、北海道では30アール以上の農地について、耕作の業務を営む世帯を対象）

(2)**調査方法**
基本台帳の作成は調査員が、直接基本台帳（本簿）を持って農家を戸別訪問し、聴取によって、項目ごとにその場で記入します。

(3)**調査年月日**
昭和45年8月1日現在で行ないます。

(4)**調査項目**
基本台帳は大きく分けて、次の6項目について調査されます。

1.　世帯員の地位及び就業に関するもの
2.　農家分類に関するもの
3.4.　土地に関するもの
　農業生産の形態に関するもの
5.　農家の将来志向に関するもの
6.　農業のあとつぎに関するもの

なお、調査員の方が戸別訪問された時には、正確に答えて下さるようお願い致します。

黒崎村農業委員会

永年勤続者表彰される

納税組合長、役場連絡員

去る、六月十二日、役場議場において、永年勤続者（役場連絡員と納税組合長、通算十年以上）に感謝状及び記念品が贈呈され、その労をねぎなわれた。氏名は次のとおりです。

◇役場連絡員、十年以上の人

黒鳥五　鷲尾賢治　十二年
二ノ丁　佐藤平作　十年
黒鳥五　鈴木藤栄　十年
五　区　小林藤司　十年

◇納税組合長十年以上の人

諏訪町　岩野清源　十年

村長より感謝状を受ける永年勤続者

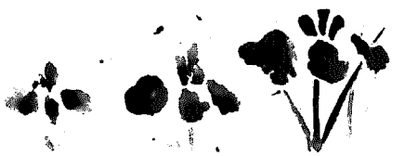

納税組合表彰式

収納率昨年に比較し ○・二五%ダウン

去る、六月十二日、役場議場において、恒例による納税組合表彰式が行なわれ、昨年と比較し、百%収納の部落、町内は昨年を二件上廻ったものの収納額の率は○・二五%ダウンした。しかし、日頃常に納税においては役場と密接な連絡の下で好成績を賜わり厚くお礼申上げます。今後ともよろしく、ご協力下さいますようお願い申上げます。各部落の収納率は右の表のとおりです。

昭和44年度納税組合成績表

部落名	収納率	前年度率	前年度対比
緒立	100	100	
板井二番	100	100	
鳥原本村	100	100	
黒鳥一番	100	100	
立仏	100	100	
川原	100	100	
小平方下	100	100	
板井一番	100	100	
板井三番	100	100	
木場川前	100	100	
黒鳥三番	100	100	
黒鳥五番	100	100	
黒鳥二番	100	100	
鳥原新地	100	100	
板井四番	100	100	
栄町	100	100	
柳作	100	100	
鳥原新田	100	100	
木場八割	100	100	
黒鳥四番	100	100	
小平方上	100	100	
善久	100	100	
興野一区	100	99.86	+0.14
中学通り	100	99.74	+0.26
山田下	100	99.55	+0.45
焼鮒団地	100	94.73	+5.27
七区	100	100	
八区	100	100	
仲町	99.75	100	−0.25
金巻	99.28	99.38	−0.10
新田町	99.23	97.24	+1.99
木場新田	99.21	99.26	−0.05
二之町	99.16	99.57	−0.41
木場上組	99.08	98.60	+0.48
新町	98.99	99.62	−0.63
五区	98.74	99.42	−0.68
興野二区	98.71	98.43	+0.28
寺地団地	98.66	97.07	+1.59
スワ町	98.61	98.34	+0.27
北場	98.35	100	−1.65
木場下組	97.64	97.77	−0.13
寺地	97.37	97.02	+0.35
山田上	91.64	99.97	−8.33
合計	99.21	99.46	−0.25

ご苦労さまでした。

警察官採用

昭和四十五年新潟県警察官の採用試験はつぎによって実施されます。

記

一、受験受付期間
昭和四十五年七月三一日まで

二、受験資格
昭和四十年四月一日現在で、六才以上、二十六才未満の男子

三、試験期日および場所
昭和四十五年八月二日（日）
新潟市、長岡市、村上市、直江津市、小出町、佐和田町の六ケ所

四、受験申込み要領等については新潟西警察署、または、幹部派出所、駐在所におたずねください。